

# 水軒の浜に松を植える会規約

## 第1章 名称、目的および事業

- 第1条 名称：この会は、「水軒の浜に松を植える会」と称す。
- 第2条 目的：悠久の歴史を経て、多くの人々の思いにより、今日まで伝えられた白砂青松の風景と人の営みとの共生の文化を宝物として、これらを保全活用しながら水軒の浜を後世に伝えていくことを目的とする。
- 第3条 事業：この会では、以下の事業を行うこととする。
- ① 水軒の浜に松を植える事業
  - ② 水軒の浜およびその周辺の美化に関する事業
  - ③ 水軒の浜を活用した健康推進に関する事業
  - ④ 水軒の文化や浜にかかわる文化財を保全活用する事業
  - ⑤ その他、第2条の目的を達成するための事業

## 第2章 組織及び事務局

- 第4条 本会は、本会の目的に賛同し、会員登録し、年会費を納入した会員で構成する。
- 第5条 事務局は事務局長の住所に置く。

## 第3章 役員

- 第6条 本会は、次の役員を置く。
- 会長1名、副会長 若干名、事務局長1名、会計1名、監査2名、幹事 数名。
- 役員任期は、3ヵ年とし、再選を妨げない。
- 第7条 会長は、本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときはその任務を代行する。
- 第8条 会長は、本会を総括し、必要に応じて総会、役員会を招集することができる。
- 第9条 事務局長および事務局は、庶務をつかさどり、本会を運営し、活動の状況を明確に記録する。
- 第10条 会計は、会計事務をつかさどり、会計報告の義務を持つ。
- 第11条 監査は、会務の執行状況ならびに会計事務の監査を行い、次年度第1回幹事会および総会において報告する。
- 第12条 会長、事務局長ならびに監査は、総会において通常会員から選出され、副会長、会計および幹事は会長の委嘱による。
- 第13条 幹事は、役員会議に出席し、事業計画の立案・推進に参画する。
- 第14条 会長に職務遂行上の困難が生じた時、役員会は臨時に会長を選出することができる。

## 第4章 役員会

- 第15条 役員会は、本会の事業計画を立案する。
- 第16条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

## 第5章 総会

- 第17条 総会は、最高の決議機関であり、原則として3年に1回以上あるいは会員の5分の1以上の要求があるときは、開催しなければならない。
- 第18条 議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数の場合は議長が決するところによる。
- 第19条 総会において審議未了に終わった場合、議決により役員会に委任することができる。

## 第6章 顧問

- 第20条 本会は、顧問を委嘱することができる。

## 第7章 会計

- 第21条 本会の経費は、入会金、年会費、寄付金および事業収入金をもって賄う。
- 第22条 会員は、初年度入会金1000円を納付し、次年以降は年会費1000円を納付する。
- 第23条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第24条 会計報告は、次年度第1回役員会および総会において報告する。

## 第8章 規約改廃

- 第25条 役員または10名以上の会員が本会の運営上新たに何らかの支障が生じたと認めた時、その項目を役員会を通じて総会に計り、その議決により本規約を改正することができる。
- 第26条 本規約は2008年1月1日より施行する。

## 第9章 付則

- 第27条 平成21年1月10日 第21条、22条、第23条の一部改正、即日施行。